

市街化調整区域の一部で建築物の立地規制を緩和します

4月1日(月)から緑農地の保全を図りつつ建築物の立地規制の緩和を行うことにより、その土地の特性を生かした利用を推進します。

※市街化調整区域を解除するものではありません。

※詳細は市ホームページをご覧ください。



流通業務等施設の建設

一定の要件を満たした流通業務等施設の建設を認め、緑農地を保全しつつ、地域経済の活性化と雇用機会の創出を図ります。

1 対象区域

安行神根地区(①)の主要幹線道路等(側道を含む)の指定区間の沿道

2 該当施設

・流通業務施設 ・データセンター

3 主な要件

建ぺい率	50%以下	容積率	100%以下
敷地面積	3,000㎡以上	延床面積	2,000㎡以上
高さ	原則10m以下(国道298号線、県道239号足立川口線等の沿道は、一定の条件を満たした場合、高さの緩和があります)		
立地要件	敷地の周長の8分の1以上が上記対象指定区間に接していること		
構造要件	倉庫業法の施設設備基準に適合していることなど		
建築物の後退距離	道路境界線から3m以上、隣地境界線から5m以上		
敷地内の緑化率	25%以上		

問い合わせ…産業労働政策課

☎048-258-1619 FAX048-259-2622

農業振興事業計画認定制度の対象区域拡大

平成30年4月に運用を開始した、農業と観光を融合し、地域の活性化を推進する、農業振興施設の設置支援制度の対象区域を拡大します。

1 対象区域

①②③④

2 該当施設

- ・農家レストラン(カフェなども含む)
 - ・農産物直売所
 - ・6次産業化に関わる施設(農産物の加工施設)
- ※区域によっては設置できない施設があります。

3 支援内容

事業計画の認定を受けた市内に住所を有する農業者に対して、農業振興施設の新規開設に要する経費の一部補助など

問い合わせ…農政課

☎048-259-7249 FAX048-259-2622

優良田園住宅の建設

一定の要件を満たした住宅の建設を認め、安らぎと潤いのある良好な居住環境の形成、緑地や農地の保全・創出を図ります。

1 対象区域

安行神根地区、木曾呂地区(①②)

問い合わせ…住宅政策課

☎048-242-6326 FAX048-285-2003

2 主な要件

階数・高さ	2階以下・10m以下	敷地面積	300㎡以上
建ぺい率	30%以下	容積率	50%以下
壁面後退	道路境界線、隣地境界線から1m以上		
建設規模	複数住宅で形成する街区での建設のみ可 建設区域は、2,000㎡以上(最低戸数5戸)		
敷地内の緑化率	50%以上		